

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年8月10日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：17件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	定期事業者検査「可燃性ガス濃度制御系機能検査（その1）」の検査成績書において、検査体制図に発電所組織の変更が未反映であったため、検査体制図を訂正	G III	
2	1号機	定期事業者検査「非常用復水器系機能検査」の検査成績書において、検査体制図に発電所組織の変更が未反映であったため、検査体制図を訂正	G III	
3	1号機	定期事業者検査「プロセス放射線モニタ機能検査（M1）」の検査成績書において、記録データの一部に記載漏れ及び誤記が認められたため、当該箇所を訂正及び対応検討	G II	
4	1号機	定期事業者検査「気体廃棄物処理系機能検査」終了後の主管グループからの「点検結果通知書」に検査名の誤記が認められたため、誤記を訂正	対象外	
5	1号機	気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ装置用後置フィルタ（A）の排ガス出口弁に遠隔手動操作作用リンク機構の外れによる開閉操作不可が認められたため、当該リンク機構を点検・修理	G III	
6	2号機	消火系ポンプ自動起動定例試験において、電動機駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプの自動起動圧力に管理目標値外れが認められたため、当該ポンプ起動用圧力検出器を点検・修理	G III	
7	3号機	原子炉格納容器除湿冷却系冷水ポンプ入口圧力指示計の点検において、同圧力指示計用テスト弁に詰まりが認められたため、当該弁を点検・清掃	G III	
8	3号機	原子炉格納容器除湿冷却系ターボ冷凍機用潤滑油温度指示計の点検において、目盛り板カバーに破損（割れ）が認められたため、当該カバーを交換	G III	
9	3号機	制御棒駆動水圧系ポンプ入口フィルタ差圧指示スイッチの点検において、計器精度外れが認められたため、当該差圧指示スイッチを交換	G III	
10	3号機	高圧注水系補助油ポンプ駆動用電動機の点検において、回転子シャフト軸受部に摩耗が認められたため、当該部を修理	G III	
11	3号機	気体廃棄物処理系排ガス冷凍機（C）除霜完了表示用温度スイッチの点検中、感温部とキャピラリーチューブの接合点が破損したため、当該部品を交換	G III	
12	3号機	第1給水加熱器（A）及び第2給水加熱器（A）用伝熱管の渦流探傷検査において、閉止栓施工推奨管（計19本）が認められたため、当該伝熱管に閉止栓を取付け	G III	
13	5号機	計装用空気系空気圧縮機（A）後置冷却器用ドレントラップ出口弁が通常、微開状態のところ、全閉状態であったため、原因調査及び対応検討	G III	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	5号機	過度現象記録装置の端末機（パソコン）に接続されているDVDディスク装置（1台）に動作不良が認められたため、当該ディスク装置を点検・修理	G III	
15	6号機	取水設備スクリーン洗浄装置の排水路に海生物（主に貝類）の堆積が認められたため、当該排水路を点検・清掃	G III	
16	6号機	所内ボイラ（B）の自動制御運転中、加熱蒸気系供給母管の圧力制御不良（圧力降下）が認められたため、当該ボイラの制御回路を点検・修理	G III	
17	集中環境施設	高温焼却炉設備監視用モニタテレビ装置において、「機械設備制御盤」監視用画像に映像不良が認められたため、当該装置を点検・修理	対象外	